

令和 6 年 11 月 29 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第 84 号	専決処分の承認を求めることについて	
議第 85 号	令和6年度草津市一般会計補正予算（第5号）	
議第 86 号	令和6年度草津市一般会計補正予算（第6号）	
議第 87 号	令和6年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第 88 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案……………	3
議第 89 号	草津市職員定数条例の一部を改正する条例案……………	11
議第 90 号	草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例案……………	13
議第 91 号	草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例の一部を改正する条例案……………	17
議第 92 号	契約の締結につき議決を求めることについて……………	19
議第 93 号	財産の取得につき議決を求めることについて（追認）……………	21
議第 94 号	財産の取得につき議決を求めることについて（追認）……………	23
議第 95 号	財産の取得につき議決を求めることについて（追認）……………	25
議第 96 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	27
議第 97 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	29
議第 98 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	31
議第 99 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	33
議第 100 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	35
議第 101 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	37
議第 102 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	39
議第 103 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	41
議第 104 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	43
議第 105 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	45
議第 106 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	47
議第 107 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	49
議第 108 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	51
議第 109 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	53
議第 110 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	55

議第 1 1 1 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	57
議第 1 1 2 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	59
議第 1 1 3 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	61
議第 1 1 4 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	63
議第 1 1 5 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	65
議第 1 1 6 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	67
議第 1 1 7 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	69
議第 1 1 8 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	71
議第 1 1 9 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	73
議第 1 2 0 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	75
議第 1 2 1 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	77
議第 1 2 2 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	79
議第 1 2 3 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	81
議第 1 2 4 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	83
議第 1 2 5 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	85
議第 1 2 6 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	87
議第 1 2 7 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	89
議第 1 2 8 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	91
議第 1 2 9 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	93
議第 1 3 0 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	95
議第 1 3 1 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	97

議第 88 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

草津市長 橋 川 渉

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(草津市情報公開条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 草津市情報公開条例等の一部を改正する条例（令和5年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 付 則 第1条 《現行どおり》 （草津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置） 第2条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 第1項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。	第1条～第4条 《省略》 付 則 第1条 《省略》 （草津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置） 第2条 《省略》 2～3 《省略》 4 第1項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。

(草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正)

第2条 草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成24年草津市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第12条 《現行どおり》 （罰則） 第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。	第1条～第12条 《省略》 （罰則） 第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。

(草津市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第3条 草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 付 則 第1条～第2条 《現行どおり》 （経過措置） 第3条 《現行どおり》 2～4 《現行どおり》	第1条～第6条 《省略》 付 則 第1条～第2条 《省略》 （経過措置） 第3条 《省略》 2～4 《省略》

改正後	改正前
5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部もしくは一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 《現行どおり》 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 7 《現行どおり》 8 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 第4条 《現行どおり》	5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部もしくは一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 《省略》 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 7 《省略》 8 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 第4条 《省略》

（草津市行政不服審査会設置条例の一部改正）

第4条 草津市行政不服審査会設置条例（平成28年草津市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第15条 《現行どおり》 （罰則） 第16条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。	第1条～第15条 《省略》 （罰則） 第16条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。

（草津市長等の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 草津市長等の退職手当に関する条例（昭和60年草津市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 (退職手当の支給制限) 第6条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ失職したとき。 (4) 《現行どおり》 2 市長等が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。 第7条 《現行どおり》	第1条～第5条 《省略》 (退職手当の支給制限) 第6条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ失職したとき。 (4) 《省略》 2 市長等が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、<u>禁固</u>以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。 第7条 《省略》

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第21条 《現行どおり》 第21条の2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 基準日前1か月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第21条の3 《現行どおり》 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合	第1条～第21条 《省略》 第21条の2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 基準日前1か月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第21条の3 《省略》 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

改正後	改正前
(2) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかつた場合 (2)～(3) 《現行どおり》 4～6 《現行どおり》 第22条～第24条 《現行どおり》	(2) 《省略》 2 《省略》 3 《省略》 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかつた場合 (2)～(3) 《省略》 4～6 《省略》 第22条～第24条 《省略》

(草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 草津市職員の退職手当に関する条例(昭和32年草津市条例第7号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第12条 《現行どおり》 (退職手当の支払の差止め) 第13条 《現行どおり》 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 《現行どおり》 2～4 《現行どおり》 5 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。)または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 (3) 《現行どおり》 6～10 《現行どおり》 (退職後 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 《現行どおり》	第1条～第12条 《省略》 (退職手当の支払の差止め) 第13条 《省略》 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 《省略》 2～4 《省略》 5 《省略》 (1) 《省略》 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。)または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 (3) 《省略》 6～10 《省略》 (退職後 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 《省略》

改正後	改正前
(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) 《現行どおり》 2～6 《現行どおり》 （退職をした者の退職手当の返納） 第15条 《現行どおり》 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) 《現行どおり》 2～6 《現行どおり》 第16条 《現行どおり》 （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 《現行どおり》 第18条～第20条 《現行どおり》	(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) 《省略》 2～6 《省略》 （退職をした者の退職手当の返納） 第15条 《省略》 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) 《省略》 2～6 《省略》 第16条 《省略》 （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条 《省略》 2～3 《省略》 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 《省略》 第18条～第20条 《省略》

（草津市の良好な環境保全条例の一部改正）

第8条 草津市の良好な環境保全条例（昭和53年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第60条 《現行どおり》 第61条 第37条(排出基準を遵守しないことによるものに限る。)または第38条の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または10万円以下の罰金に処する。 第62条～第66条 《現行どおり》 別表第1～別表第2 《現行どおり》	第1条～第60条 《省略》 第61条 第37条(排出基準を遵守しないことによるものに限る。)または第38条の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> または10万円以下の罰金に処する。 第62条～第66条 《省略》 別表第1～別表第2 《省略》

(草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第9条 草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年草津市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第5条の2 《現行どおり》 (退職報償金支給の制限) 第6条 《現行どおり》 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 《現行どおり》 第7条～第9条 《現行どおり》	第1条～第5条の2 《省略》 (退職報償金支給の制限) 第6条 《省略》 (1) <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 《省略》 第7条～第9条 《省略》

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

議第 89 号

草津市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

草津市長 橋 川 渉

草津市職員定数条例の一部を改正する条例

草津市職員定数条例（昭和 2 9 年草津市条例第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （職員の定数） 第 2 条 職員の定数は、併任者を除き、次のとおりとする。 (1) 議会の事務部局の職員 <u>8 人</u> (2) 市長の事務部局の職員 <u>6 5 1 人</u> (3) 公営企業の事務部局の職員 <u>5 5 人</u> (4) 教育委員会の事務部局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>1 5 1 人</u> (5)～(8) 《現行どおり》 (9) 合計 <u>8 7 5 人</u> 2 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号） 第 1 6 条の規定に基づく福祉事務所員の定数は、前項第 2 号に掲げる職員の定数のうち <u>6 5 人</u> とする。 第 3 条～第 4 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 （職員の定数） 第 2 条 職員の定数は、併任者を除き、次のとおりとする。 (1) 議会の事務部局の職員 <u>7 人</u> (2) 市長の事務部局の職員 <u>5 9 2 人</u> (3) 公営企業の事務部局の職員 <u>5 0 人</u> (4) 教育委員会の事務部局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>1 3 7 人</u> (5)～(8) 《省略》 (9) 合計 <u>7 9 6 人</u> 2 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号） 第 1 6 条の規定に基づく福祉事務所員の定数は、前項第 2 号に掲げる職員の定数のうち <u>3 9 人</u> とする。 第 3 条～第 4 条 《省略》

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 90 号

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

草津市長 橋 川 渉

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

草津市立自転車駐車場条例（昭和５６年草津市条例第２９号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第４条 《現行どおり》 （使用料） 第５条 駐車場を使用しようとする者は、別表第２に定める使用料を前納しなければならない。<u>ただし、草津市立草津駅西口自転車駐車場の一時駐車については、自転車を駐車場から出庫させる時に使用料を納付しなければならない。</u> ２ 《現行どおり》 第６条～第１３条 《現行どおり》 別表第１ 《現行どおり》 別表第２（第５条第１項関係） （別添１－１のとおり）	第１条～第４条 《省略》 （使用料） 第５条 駐車場を使用しようとする者は、別表第２に定める使用料を前納しなければならない。 ２ 《省略》 第６条～第１３条 《省略》 別表第１ 《省略》 別表第２（第５条第１項関係） （別添１－２のとおり）

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の草津市立自転車駐車場条例の草津市立草津駅西口自転車駐車場の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別添 1－1

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）

駐車場使用料

区分		車両	定期使用料		一時駐車使用料 （1 日 1 回につき）	4 時間以内および 午後 6 時以降の一時 駐車使用料
			1 月につき	3 月につき		
<u>草津市立草津駅西口自転車駐車場</u>	<u>1 階</u>	<u>自転車</u>	<u>2, 2 0 0 円</u>	<u>6, 2 0 0 円</u>	<u>1 2 0 円</u>	<u>二</u>
	<u>2 階</u>		<u>1, 9 0 0 円</u>	<u>5, 2 0 0 円</u>		
	<u>3 階</u>		<u>1, 6 0 0 円</u>	<u>4, 2 0 0 円</u>		
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

備考

1 《現行どおり》

2 草津市立草津駅西口自転車駐車場の一時駐車使用料の欄に定める額の 1 日とは、駐車した時間から起算して 2 4 時間を経過するまでの時間とし、草津市立草津駅西口第 2 自転車駐車場および草津市立草津駅東自転車駐車場の一時駐車使用料の欄に定める額の 1 日とは、午前 0 時から午後 1 2 時までを単位とする時間をいう。

3 《現行どおり》

別添 1－2

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）

駐車場使用料

区分		車両	定期使用料		一時駐車使用料 （1 日 1 回につき）	4 時間以内および 午後 6 時以降の一時 駐車使用料
			1 月につき	3 月につき		
《改正後に 新設》	《改正後 に新設》	《改正 後に新 設》	《改正後に新 設》	《改正後に新 設》	《改正後に新設 》	《改正後に新設》
	《改正後 に新設》		《改正後に新 設》	《改正後に新 設》		
	《改正後 に新設》		《改正後に新 設》	《改正後に新 設》		
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

備考

1 《省略》

《改正後に新設》

2 《省略》

議第 9 1 号

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例の一部を改正する条例

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例（平成 13 年草津市条例第 21 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前						
第 1 条～第 1 6 条 《現行どおり》 別表（第 6 条第 1 項関係） 自転車駐車場	第 1 条～第 1 6 条 《省略》 別表（第 6 条第 1 項関係） 自転車駐車場						
<table><tr><td>《 現 行 ど お り 》</td><td>《 現 行 ど お り 》</td><td>《 現 行 ど お り 》</td></tr></table>	《 現 行 ど お り 》	《 現 行 ど お り 》	《 現 行 ど お り 》	<table><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	《省略》	《省略》	《省略》
《 現 行 ど お り 》	《 現 行 ど お り 》	《 現 行 ど お り 》					
《省略》	《省略》	《省略》					
自動車駐車場	自動車駐車場						
<table><tr><td>《 現 行 ど お り 》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>	《 現 行 ど お り 》	《現行どおり》	<table><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	《省略》	《省略》		
《 現 行 ど お り 》	《現行どおり》						
《省略》	《省略》						
備考	備考						
1 《現行どおり》	1 《省略》						
<u>2</u> 自転車駐車場については、一時駐車料金の欄に定める額の 1 日とは、駐車した時間から起算して 2 4 時間を経過するまでの時間とする。	《改正後に新設》						
<u>3～4</u> 《現行どおり》	<u>2～3</u> 《省略》						

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 2 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

契約の締結につき議決を求めることについて

(第2期) 草津市健康増進施設他空調設備等改修工事請負契約を次のように締結することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年草津市条例第15号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

契約の目的	(第2期) 草津市健康増進施設他空調設備等改修工事
契約の方法	条件付一般競争入札
契約の金額	250,800,000円
契約の相手方	草津市追分二丁目16番16号 株式会社藤尾設備工業所 代表取締役 立 花 昇

(参考)

工事場所	草津市野路一丁目
工事期間	契約締結日から令和8年2月27日まで
工事の概要	機械設備工事 ・ コージェネレーション1組 ・ エアハンドリングユニット1台 ・ 計装工事一式 ・ 屋外キュービクル ・ 分電盤新設・改修等

議第93号

財産の取得につき議決を求めることについて（追認）

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

財産の取得につき議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得したことにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類	動産（小学校教師用教科書・指導書【令和2年度】一式）
取得価格	28,134,879円
取得の相手方	草津市草津一丁目4番27号 株式会社平柿文仙堂 代表取締役 平 柿 宗 敏

議第 9 4 号

財産の取得につき議決を求めることについて（追認）

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

財産の取得につき議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得したことにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類	動産（小学校教師用教科書・指導書【令和6年度】一式）
取得価格	39,225,798円
取得の相手方	草津市草津一丁目4番27号 株式会社平柿文仙堂 代表取締役 平 柿 宗 敏

議第 9 5 号

財産の取得につき議決を求めることについて（追認）

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

財産の取得につき議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得したことにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類	動産（小学校デジタル教科書【令和6年度】一式）
取得価格	22,340,780円
取得の相手方	草津市下笠町1452番地 株式会社ウチダビジネスソリューションズ草津営業所 所長 大 東 治 通

議第 9 6 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立志津まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市青地町561番地

志津まちづくり協議会

会長 奥 村 次 一

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第97号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立志津南まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市若草五丁目10番地

志津南学区まちづくり協議会

会長 四 方 道 治

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 9 8 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立草津まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市草津一丁目4番33号

草津学区ひと・まちいきいき協議会

会長 奥 村 久 史

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 9 9 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立大路まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市大路二丁目9番11号

大路区まちづくり協議会

会長 先 川 且 民

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第100号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立渋川まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市西渋川二丁目9番38号

渋川学区まちづくり協議会

会長 若 月 義 信

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 101 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立矢倉まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市東矢倉二丁目13番6号

矢倉学区未来のまち協議会

会長 中 谷 緑 郎

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 102 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立老上まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市野路町520番地

老上学区まちづくり協議会

会長 山 本 清 治

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第103号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立老上西まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市矢橋町526番地1

老上西学区まちづくり協議会

会長 伊庭健治

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第104号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立玉川まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市野路九丁目7番42号

遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議

会長 中 野 宗 城

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 105 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立南笠東まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市笠山一丁目1番47号

南笠東学区まちづくり協議会

会長 清水 和 廣

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第106号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立山田まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市南山田町678番地

山田学区まちづくり協議会

会長 山 本 克 実

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第107号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立笠縫まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市上笠一丁目6番3号

笠縫学区まちづくり協議会

会長 山 元 譲 治

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第108号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立笠縫東まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市集町58番地8

笠縫東学区まちづくり協議会

会長 今 井 修

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第109号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立常盤まちづくりセンター

2 設置条例の名称

草津市立地域まちづくりセンター条例

3 指定管理者

草津市志那中町111番地1

人と地域が輝く常盤協議会

会長 澤 田 幸 雄

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第110号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立草津アミカホール
- (2) 草津市立草津クレアホール

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立草津アミカホール条例
- (2) 草津市立草津クレアホール条例

3 指定管理者

草津市大路二丁目1番35号

公益財団法人草津市コミュニティ事業団

理事長 辻 川 明 宏

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 1 1 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立西一会館
- (2) 草津市立西一教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市西草津一丁目8番4号

特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ

理事長 吉 田 耕 治

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 1 2 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立橋岡会館
- (2) 草津市立橋岡教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市橋岡町165番地

特定非営利活動法人熱と光

理事長 山 本 啓 一

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 1 3 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立新田会館
- (2) 草津市立新田教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市草津町1475番地2

特定非営利活動法人心輪

理事長 佐 山 繁 樹

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 1 4 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立常盤東総合センター
- (2) 草津市立芦浦教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市芦浦町70番地7

特定非営利活動法人ハート&ライト

理事長 木村 源 一

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 1 5 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」笠縫

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

労働者協同組合労協センター事業団

代表理事 平 本 哲 男

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 1 6 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」矢倉

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

草津市東矢倉一丁目3番22号

社会福祉法人草津保育園

理事長 中 島 直 樹

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 1 7 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」玉川

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

草津市笠山一丁目1番40号

社会福祉法人あさひ

理事長 高 尾 高 鐘

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 1 8 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」笠縫東

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

草津市平井二丁目13番3号

社会福祉法人良友会

理事長 市 川 嘉 重

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 1 9 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」志津

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

草津市青地町946番地

社会福祉法人志津保育園

理事長 吉 田 昌 弘

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第120号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」草津

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

労働者協同組合労協センター事業団

代表理事 平 本 哲 男

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 2 1 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」常盤

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

労働者協同組合労協センター事業団

代表理事 平 本 哲 男

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 2 2 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」山田

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

草津市青地町946番地

社会福祉法人志津保育園

理事長 吉田昌弘

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 2 3 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」南笠東

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

草津市笠山一丁目1番40号

社会福祉法人あさひ

理事長 高 尾 高 鐘

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 2 4 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」志津南

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

労働者協同組合労協センター事業団

代表理事 平 本 哲 男

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 2 5 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」渋川

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

草津市平井二丁目13番3号

社会福祉法人良友会

理事長 市 川 嘉 重

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 2 6 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」大路

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

労働者協同組合労協センター事業団

代表理事 平 本 哲 男

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 2 7 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」老上

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

長崎県諫早市城見町3番16号

特定非営利活動法人スポキッズ

理事長 宮 崎 拓 哉

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 2 8 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

「のびっ子」老上西

2 設置条例の名称

草津市児童育成クラブ条例

3 指定管理者

草津市青地町1248番地の4

社会福祉法人ご縁会

理事長 権 田 五 雄

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第129号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立長寿の郷ロクハ荘

2 設置条例の名称

草津市立長寿の郷ロクハ荘条例

3 指定管理者

草津市大路二丁目1番35号

公益財団法人草津市コミュニティ事業団

理事長 辻 川 明 宏

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第130号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立市民交流プラザ

2 設置条例の名称

草津市立市民交流プラザ条例

3 指定管理者

ビバ・テルウェル西日本グループ

代表団体 京都府京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地

株式会社ビバ

代表取締役 小 森 敏 史

構成団体 大阪府大阪府中央区森ノ宮中央一丁目7番12号

テルウェル西日本株式会社

代表取締役 山 田 邦 裕

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 1 3 1 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立草津駅西口自転車駐車場
- (2) 草津市立草津駅西口第2自転車駐車場
- (3) 草津市立草津駅西口第3自転車駐車場

2 設置条例の名称

草津市立自転車駐車場条例

3 指定管理者

愛知県名古屋市西区新福寺町一丁目57番地

蔦井株式会社

代表取締役社長 熊 田 光 男

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで